

# 公益社団法人静岡県観光協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人静岡県観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県内における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、併せて国民の健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって国民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)国内外観光客の誘致促進に関する事業
  - (2)静岡県の観光及び観光関連産業の振興に関する事業及び観光関係団体との連携及び協調
  - (3)観光情報の発信に関する事業
  - (4)観光案内所の運営管理
  - (5)観光及び観光関連産業の振興のために組織された全国団体との連携及び協調
  - (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、正会員及び特別会員とする。

- (1)正会員 県内市町、地区観光協会及びこの法人の事業に賛同した団体及び法人
  - (2)特別会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体及び法人
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下

「法人法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員は、その代表者として、この法人に対してその権利を行使する者(1名に限る。以下「指定代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び特別会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員総会の決議によって除名することができる。

(1)この定款又は規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員総会の1週間前までに当該会員に通知し、かつ、会員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1)第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。

(2)会員である団体が消滅、又は法人が解散したとき。

(3)総会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は、これを返還しない。

## 第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任及び解任

(3)理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準

(4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5)定款の変更

(6)解散及び残余財産の処分

(7)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会の招集通知は、開催日の1週間前までに発するものとする。書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、電磁的方法により通知を発することができる。ただし、会員総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができるとするときは、開催日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、会員総会は、会員全員の同意があるときには、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずして開催することができる。

(議長)

第16条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 会員総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 会員総会の決議は、法令又はこの定款で別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 19 条 会員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を会員総会の日の前日までにこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理人の授与は、会員総会ごとにしなければならない。

3 第 1 項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(書面等による議決権の行使)

第 20 条 書面若しくは電磁的方法により議決権を行使する場合は、議決権行使書面又は電磁的記録に必要な事項を記載又は記入し、会員総会の日の前日までに当該記載をした議決権行使書面若しくは電磁的記録をこの法人に提出若しくは提供しなければならない。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議等の省略)

第 21 条 会員総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面又は電磁的記録によ

って同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が会員の全員に対して会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことにつき、会員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会員の中からその会員総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

## 第 5 章 役員等

(役員 の 設置)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 7 名以上 15 名以下
- (2)監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名以内を副会長とする。
- 3 会長及び副会長以外の理事のうち 1 名を専務理事とし、1 名を常務理事とすることができる。
- 4 前 2 項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 24 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって会員（指定代表者）の中から選任する。ただし、会員総会が特に必要と認めた場合、会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

- 4 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の事業及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、会員総会において別に定める役員報酬等及び費用に関する規定による。

(顧問及び参与)

第30条 この法人に、任意の機関として6名以内の顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること。
  - (2) 会長から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び参与は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 5 顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長が当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議等の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

3 前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告には適用しない。  
(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、会長及び副会長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

## 第 7 章 会計

(事業年度)

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類について定時会員総会に提出して、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事の名簿

(3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 41 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 43 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が認定取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときは除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的所得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第 46 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 9 章 事務局

(設置及び運営)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第10章 委員会等

(委員会の設置)

- 第48条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、必要な委員会を設けることができる。
- 2 委員会には、理事会において選任する委員15名以内を置き、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 4 委員は、無報酬とする。
- 5 委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 6 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(専門委員)

- 第49条 この法人に、任意の機関として、専門委員を2名以内置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験者及び観光業界の有識者の中から、任期を2年として会長が委嘱する。
- 3 専門委員は、この法人の事業の円滑な遂行を図るため、事業に関する専門的な知見を要する事項について、会長の諮問に応じ調査研究する。
- 4 専門委員は、無報酬とする。
- 5 専門委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 6 専門委員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、静岡県において発行する静岡新聞に掲載する方法による。

## 第12章 補則

(委任)

- 第51条 この定款で定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事

項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。  
理事 川勝平太、佃弘巳、酒井公夫、青山秀樹、佐々木千絵、萩原勲、  
下山晃司、加藤賢二、磯川義幸、勝又敬夫、久保田隆、金原貴  
監事 太田忠四郎、袖山裕行
- 4 本会の最初の代表理事（会長）は川勝平太、代表理事（副会長）は、佃弘巳、酒井公夫とする。